

## 第1回検討会各委員からの主な発言内容と作業結果について

平成23年2月7日（月）の会議の発言順に記載

### 1 健全育成上の課題必要【柏女委員】→事務局でとりまとめる

・健全育成上の課題等についても、できれば幅広く、どのような課題があるのか、どのような方向性を目指すべきなのかといったことについて頂戴したい。

### 2 保護者との関係も記載が必要か【柏女委員】→ガイドライン本体に組み入れる。3-(2) 5-(3)-②

（保護者との連携の話が必要。最低基準にも保護者との連携はある。それを独立させる必要はないが、児童館に遊びに来ている子どもたちの保護者とのどのように連携をとっていくのかということについて、特出しする必要があるのでは。保護者の子育てを支援するとか要望への対応など個別にはあるが特出しする必要があると思う。

### 3 児童館の役割【渡辺委員】→前文に書き込む、1-(2)

・児童館の役割が不明確と考える。放課後や拠点などといった枝葉ではなく、本来機能が何か？そういった部分の整理が必要。

・児童館にとって一番コアな部分は何か？という視点で書くべき。

（児童館というのは一体何だという本来的な機能をもう少し、本来的な機能というのか、あるいは今の時代に合った機能というのか、そういったものを少しきちんと議論していかないと児童厚生員の方々が現場で「児童館とは一体何だろう」という迷いをかなり持っており、もう少し新しい時代の中で児童館の果たすべき役割というのは実はこうだと。全国に4,700もあるので、その辺のところから、きちんと幹を組み立てていかないと、枝葉だけが立ち上がっていても何かガイドラインの柱というか骨格が見えてこない。

### 4 児童館ならではの機能、総合的な地域における、子ども達の出会いの場として重要。【中川委員】→前文に書き込む 2-(1)-①②

（児童館の特色、地域のすべての0歳から大人になるまでの子どもが集まる場所としての特性を生かしていくという意味でいうと、このガイドラインの中にも、そこの打ち出しはもう少しあってもよいのではないか。児童館ならではの他の施設にはない特性で年齢を超えて子どもたちが集まる、そこで交流がある、出会いがあるという一つの児童館のあり方の根幹を成す際の考え方がそこにあるのではないか。

5 遊び、遊ぶということ、子どもの主体性が大切【岡委員】→前文に書き込む

(児童館の場合は、場を提供してやってあげるという施設は馴染まないと考えた方が良くも思っているところはかなり強くある。)

・例えばアドボカシーの問題一つをとっても、子どもの問題で条例を築くことが難しくても、例えば児童館の職員の中にはアドボカシーという視点は明確に打ち出していく必要があるのではないか、また、それをサポートするような運営上の組織上の仕組みがなくてよいのだろうかということは非常に感じている。それが最初に座長からも出ていた連携という問題をもう少し踏み込んでいくことがあってもよいのではないかと思っている。

6 言葉遣い・表記の問題【柏女委員】→訂正済み

・子どもに「～させる」という表現は、子どもの自発性から改める必要あり  
(「子どもに～させる」というような表現も散見されるが、それは今の岡委員の自立性、子どもの主体性という視点に立てば、そのような表現は変えていかなければいけない。)

7 児童館の必要性【保志委員】→ 2-(4)子どもの会議を想定

・町の人にとって必要な(大人も子どもも必要とする)地域懇談会、子ども会、ネットワークの母体として児童館が重要。

(その意味では、地域懇談会や子ども会議などをつくり続けている、生き続けている児童館になるような仕組みが何らかの形で入るとよいと思う。)

(児童館の活動自体の中にもそこと一緒に何か協働でやるとか、子育て支援者カフェなどのネットワークの母体になるとか、そのようなイメージのものが入ってくるとよいと思う。その一つ懇談会のようなもの。)

8 ボランティアの活用【柏女委員】→ 2-(6)

・そういった運営委員会などは、運営にもボランティアにも必要か  
(岡委員と保志委員の発言を鑑みると、児童館とボランティアだけだと狭いかという感じもする。)

9 遊びについてもっと書き込む【松田委員】→ 前文にて説明

・「遊び」について書いて欲しい、子ども指針にもあまり出てこない。  
(「遊び」というところが、項目だけを見ても2の(1)のところに出てくるだけで「遊びを通して」となってしまう。「遊び」というのは本当に児童館の大きなテーマだと思いますので、もう少し遊びというものが見えてくるとよいのではないかと。)

10 老朽化の話があったが、二階の児童館に車いすを利用する障害児も行けるようにするとかを、建て替えの条件にしたりしてはどうか？【松田委員】 5-(1)-②

(児童館に車いすの子どもが来られるようにするということで、行きやすい、まずハードのところからも受け入れやすいというところで、この4の(1)のところに入るのかどうかはわからないが、ガイドラインに入れていただくと安心。)

11 障害児等、配慮を要する児童に関しては、事項として盛り込むか？【柏女委員】→ 2-(8)

(障害のある子どもたちへの配慮ということで、まとめてもよいかもしれない)・「遊びを通して」という遊びを手段として考えるのではなく、遊ぶことそのものを大事にすべきだというご意見なども、とても大事だと思うので、そこも含めて2番のところに新しい項目として入れていくこともあるのではないかと思う。

12 このガイドラインの位置づけについて、鏡分で触れる必要があると考える。(事務局)→局長通知として発する予定。【野中委員】

(このガイドラインの本文というよりは鑑文の中で、なぜ今のこの時期にこのガイドラインが必要なのかについては、しっかり触れていただく必要があるのではないか。)

13 「今日の」内容と「活動内容」は重複があるので整理すべき。【野中委員】→組み替え修正済み

(1の(3)「今日の児童館に期待される内容」でございますが、この内容と2ページ目の2「児童館の活動内容」が、内容的に重なっている。)

14 ガイドラインとして、職員が何をなすべきかを書くべき。【野中委員】→ 4-(1)(2)

(児童館の職員が何をすべきかということについては、もう少しはっきりした位置付けを示すことがあってもよいのではないかと思う。)

15 もっと「遊ぶことそのものの意味」を強調すべき。【野中委員】→前文に書き込む

(2)児童館の職員のところ①「子どもと地域の実態を把握する」ということが一つあるが、この意味はとても大きいと思う。全体のところで遊ぶことそのものの意味とそのようなことのお話があったが、そういうことはもう少し強調してもよいのではないか。)

16 児童館の機能はこんなものではない。その機能は、自分が考えるに町作りの根幹をなすものである。【高橋委員】→ 解説書理念に組み込む

- ・大人には期待できないが、子どもには大いに期待している。
- ・財政上の問題として指定管理があると話をされたが自分のところでは、計画の段階から、無償でとてもよくやっている。
- ・ガイドラインであまり細かいところまで縛るようなことは無いようにしてほしい。(面積要件など) また、その要件を必ず備えていなければいけないというのでは困る。

(文部科学省でよく小学校は3メートル以上の天井高がないと駄目だと。そのような基準は私たち(自治体)にとっては困る。あまり意味がないと思う。これを「必ず備えなければいけない」というのはどうか。)

17 対象はすべての子どもと強調すべき【中川委員】→ 「すべて」を記入  
1-(1)

(地域のすべての子どもを対象とする施設なのだと。ここには「地域の18歳未満の子どもを対象にして」という表現をしているが、もう少しその部分を強調していくことが児童館のそれ以降の機能・役割を考えるとときに必要ではないか。)

18 虐待予防の観点や、職務として何をどのようにするべきかも書き込むことが必要。【中川委員】→ 2-(8)-③ 3-(3)-3  
4-(2)-5

(児童館は虐待予防という観点で児童館は虐待の問題に対して、しっかりと対応していく力があるのではないか。虐待予防の観点を織り込んでいただければどうか。)

(実際に職員は何をしたらよいのか。その活動のスキルというのでしょうか、プレーワーカー、グループワーカー、ケースワーカーなど、方法論のようなものも少し。地域との関係でいうとコミュニティワーク、この辺りも必要なのではないか。地域の方の力をどのような形で具体的に児童館の運営の中に取り入れていくかということで、京都市では地域運営協力会を立ち上げることを各児童館に求めている。それはボランティアの方にも入っていただき、地域のいろいろな団体、子どもにかかわる団体の方に委員として名を連ねていただき、児童館と一緒に、地域の子どものためのさまざまな活動に取り組んでいこうということで、そのような組織を作り上げることも一つ考えていただきたい。)

19 情報公開もあって良い。(どんな施設なのかアピールなど)【中川委員】  
→ 5-(3)-⑩

→ (地域に対して社会に対して公開していく、あるいは情報を発信していく。このようなことも大事なのだということも打ち出していただけたらありがたい。)

最後になりますけれども、地域の皆さま方のお力をどのような形で具体的に

児童館の運営の中に取り入れていくかということで、我々京都市では地域運営協力会を立ち上げることを各児童館に求めております。それはボランティアの方にも入っていただきますし、地域のいろいろな団体、子どもにかかわる団体の方に委員として名を連ねていただいて、児童館と一緒に、地域の子どものためのさまざまな活動に取り組んでいこうということで、そのような組織を作り上げることも一つ考えていただければどうかと思っております。

20 原文では、普通のお母さんがこれを読んで、児童指導員は普段何をやっているのわからないのでは。【松田委員】→ 前文・解説版で明記

・遊びを指導する者についての記述（児童厚生員？）を確認したい。なぜ、そうしたのか？

→言葉として児童館の職員のことを言いたいときに、児童館の児童の遊びを指導する者についてはという表現が難しいので、私は児童厚生員を使って書いている。ご意見あれば検討委員会の意見として承りたい。

21 記録は、どのような記録を想定しているのか？【松田委員】→

5-(3)-② 4-(2)-6

→学校などで子どもの記録をとるという性格のものとは少し違う。児童館の役割として地域の児童の健全育成について責任を持つということで、誰がいつ利用したか、どこの子どもがどのように利用したかということを中心に把握しておくという責務からきている。

22 専門官の言う記録は、こどもを把握するにあたっての基礎情報であり重要【野中委員】→ 書き込む

23 目的をもっと書き込む。発達、遊び。【鈴木委員】→前文にて説明

・児童館をてこ入れするため、もっと子どもへの思いを書くべきか？

（子どもの児童福祉というのは、このような視点でなければならないというトータルとしての思いがどうも散逸しているのではないか。それを考えたときに、児童福祉の福祉たる所以を考えた児童館にもう一度てこ入れする必要がある。この児童館が持っている発達を遊びで保障していく、先ほど松田委員も言われた遊びが、遊んでいけばよいということになっている。これが先ほどの児童厚生員と関連するが、遊びを指導する者となり、「遊ばせ屋」になってしまっただけで、児童福祉という視点を忘れてしまった。個人的には「児童厚生員」を復活して使いたいと思っている。まさに厚生労働省の「厚生」である、そこに意味がある。【鈴木委員】）

23 このガイドラインの解説編を作してほしい。いづくせない部分を補完する必要があると考える。【鈴木委員】→作成し、課長通知で発出する

（これについての説明書やテキスト的なものは追って作るのか。もし、その予

定がなければ、この検討会で作った方が良いのではないかという提案を一つしたい。それによって遊びのプログラムの細部や具体的なものはそちらに落とした方がむしろ興味や関心をもって読んでいただけるのではないか。) →きちんと細かいところまで説明できる解説版は、私どもの課長通知等を追補で出せたらと考えている。

24 職場倫理に、暴力をふるわないとか、暴言を吐かないとか職員の言動について、もっと強調してほしい。【鈴木委員】→ 4-(3)

(4 ページの(3)で「児童館の職場倫理」が書いてある。これよく言われるように職員そのものが暴力を振るわない、それから秘密保持など、きちんとプライドを持って働くためにも倫理が大事であるが、それと同時にそこにいる職員が暴力を振るったり、暴言を吐かないということで、そのこと自体が子どもにとっての居場所になるので、まさに児童館職員の言動は福祉。単に置いておきましょうではなく、安心できる大人が近くにいるということを保証する意味でもここはもう1行、一言、二言、強調してよくて、あって当然のことなのだという前提を置いていただけたらどうかと思う。【鈴木委員】)

25 運営委員会の必要性【鈴木委員】→5-(3)-③

(職員や館長が代わっても、運営が変わらないように地域によって呼び名は違っても運営委員会をきちんと骨格に位置付けるのと同時に、その運営委員会がまた児童館側からもボランティアの組織として活用できる。そういう意味で運営委員会を設置して骨格に置くことを提案したい。)

26 解説を作るとしても、あまり細かいところまで決めて欲しくない。例えば学校復帰を前提とした「子どもが問題を乗り越える」は我が自治体ではしていない。解説する際は気を付けて欲しい。【高橋委員】→解説版の留意事項として生かす

27 児童館には、年齢、障害の有無等、様々な子どもがいることを強調すべき。【渡辺委員】→ 2-(8) 5-(1)-②

(むしろ1人の子どもの成長を見守れるという視点だけでなく、さまざまな子どもたちがいて、その子どもたちの交流やかかわり合いが児童館に果たせる特徴であるとするならば、やはりそれはもっと前面に出すべき。「児童館の機能・役割」の1の(2)などでもっと年齢はもちろん障害の有無を越えて、子どもたち同士がかかわり合って育み合う、もちろんそれをなぜ前面に出さなければいけないかという、それをきちんと強調しておかないと、ある程度仕掛けを自分で作っていかねばいけなくなる。)

28 保護者との連携についてもう少し書くこと。【渡辺委員】→3-(1)  
2-(8)-2

・悪さをする子どもも疎む児童館もあり。児童館が児童福祉施設であることを明確にすべき。

(要保護まではいかなくても要支援に近い子どもに対して、やはり保護者と連携して問題解決に努める必要性は、しっかりと「児童館の機能・役割」の中に明確に位置付けておかないと、児童館の働きはともするといわゆる健全育成という言葉が妙に前に出過ぎて、健全な子どもたちばかり対象にする施設のイメージとなってしまう。怖いのは問題の発生予防・早期発見が、違うコンテキストで捉えられる場合がある。「早く発見して他機関につないでしまえばよい」という短絡的な発想につながることもあるので、そうではなく、児童館の働きの中に「問題解決にきちんと関与する」ということがある。その上で、保護者との連携はやはり不可欠なのだということをしっかりと明確にしておく必要がある。【渡部委員】)

29 職員について、2人置くということより、もっとソフト面を明確にすべきではないか。【渡辺委員】→ 全体的には前文に明記

(もう少しこの児童館職員の配置という職務に、ただ置くではなくて、ソフトがあつてこそその児童館だということはどこかにきちんと明確にしておく必要がある。)

30 職務について、研修の内容(資質の向上)もっと書く。【渡辺委員】→  
4-(1)(2)(4)

(職員に求められる資質がある程度明確になってくれば、そういう資質を研修の中に織り込みなさいときちんと含めていかないと、職員の資質はなかなか上がっていかない。)

31 倫理→守秘義務など触れること。【渡辺委員】→ 4-(3)-③

(倫理部分については、やはり少なくともこの中に守秘義務はきちんと明確にしておくべき。)

32 子どもの権利条約の理念もいれた方がいいのでは。【渡辺委員】→前文にて説明

(やはり子どもの最善の利益の優先という視点をどこかにきちんと含めていく、子どもの権利条約の理念はどこかにしっかり含めておくべき。【渡部委員】)

33 ボランティアはもっと前に、(重要な課題なので、後ろではなく)【渡辺委員】→ 2-(6)

(最後にボランティアがついてくるという付録的なものではなくて、児童館は地域の人たちのボランティアをもっと活用しなさい、地域の中にある資源、も

っといろいろな人材にかかわってもらうことで、児童館活動はまさに地域の中にある児童館になっていくのだということを、もっと前面に押し出した方が良いのではないか。)

34 館長、指導員の資質、人となりにかかるので、研修は重要【根津委員】  
→ 4-(4)

(やはりその質であるとか、人となりがとても重要な課題だと思う。これだけいろいろな大事なことを担うので、やはり館長、そして厚生員はたくさん研修を重ねて仕事に邁進することがとても大事である。地方に行くと、出先機関にはどうしても人を配置するだけという方も多く見られる。そういうことのないように、もう少し踏み込んで、職員や厚生員の研修を多くするとか、そういうところまであってもよいと思う。)

35 地域の人的資源の活用が重要。【根津委員】→ 2-(5) 3-(3)

36 学校との連携も重要。【保志委員】→ 3-(2)

(児童館の中にいると、本当に学校や保育園・幼稚園と連携することで、子どもがとても安心してゆっくり遊ぶことができるようになっていく。そういう機関に関しては少し特別に、関係機関という言い方以上にもう少し書いてもよいと思う。)

37 広報も重要。【保志委員】→ 5-(3)-⑩

(町の人全部がもっと子どもを信じられるような、未来に確信が持てるようなことを、強いて児童館はどんどん発信すべき。説明責任とか情報発信とか広報とか、何らかの形でそういう役割も、子どもの代弁者のような役割も児童館にはあると思う。)

38 虐待は発見だけでなく、支援まで含めて仕事とする。【保志委員】→  
3-(2)-③ 2-(8)-②③ 4-(2)-⑤

39 要保護児童対策地域協議会の一員であることを、ガイドラインもしくは課長通知に入れるべき。【保志委員】→ 3-(3)-③

(虐待に関しては、説明のところに入れるかどうか、要保護児童対策地域協議会の一員であることをどこかではっきりと入れる。児童館の職員がきちんとそういう勉強をするためにも、このガイドラインに入れなかったとしたら説明のところに入れるなりする。支援まで含めて仕事であり、決して発見して終りということではない。)



40 協働体制づくりは、大切な役割。【保志委員】→3-(1)(2)(3)  
（「協働体制づくり」のところは、何度も言っているが非常に大事なところだ  
と思う。）

41 子どもの発達段階に合わせ、子ども達に任せていくことも児童厚生員の  
活動の中で大切なことではないか。【保志委員】→2-(8)-③  
（全体に「児童館の子どもと職員」という書き方になっているところが多いが、  
やはり子ども同士の中で作られるものがとても多いので、特に年長児童に関し  
ての自主的な活動支援のようなところを。小さい子どもに伸び伸び遊ばせてあ  
げるといふこととは別に、少し自主活動のようなものも入っていたと思うが、  
そこはもう少し強調して、児童館の活動を少し任せていくような役割を、発達  
段階に応じて徐々に設定するよう活動も本当は必要ではないか。【保志委  
員】

42 ガイドラインを読んだ人に、その重要な役割に気付いて欲しい。【保志  
委員】→前文さらに解説版に書き込む

（このガイドラインを読まれる児童館職員でない人たちが、「そうか、児童館  
はそんなふうに頼もしい存在に作り替えていくことができるのだ」とアピール  
できるようなガイドラインの発信がここにあるとよい。）

43 遊びは指導できない。【岡委員】→前文にて解説

44 運営協議会は大事【岡委員】→5-(3)-③

45 児童館は（地域に）公開している施設であることを世間に発信していく  
必要あり。【岡委員】→5-(3)-⑩

（もともと誰でもオーケーという施設ではあるから、いつでも公開している  
という意味では公開しているが、そのことを意図的に社会に発信していくことが、  
役割としてはとても大事。そのことを一緒に考えていく組織運営体としての運  
営協議会を作っていく必要があるということが、非常に大事。）

・子どもや母親の声など、その代弁者の声をつくらなければいけないと、ここ  
までできてきた経過があった。代弁者という言葉はとても大事だと思っている。

46 ボランティアは児童館のためか？【松田委員】→2-(6)

（児童館のためにボランティアをすることより、もう少し広く捉えてい  
ただけないかと思う。）

・運営上、ボランティアを活用し、安く人を使うようなところもある。人が足  
りなく、お金がなく、そういった中で、都合良く、このガイドラインを使って  
もらっては困る。ボランティアについてはもっと丁寧に書いた方がよい。

(自分たちが自発的にかかわるというよりは、児童館で決められたことをこなしてくださいとか、このことをしてほしいのでボランティアをしてくださいという形で、なかなか地域の側からかかわっていくときに、児童館のいろいろな事情ももちろんあると思いますけれども、特に人的に足りないとか、お金的に足りないとか、いろいろな意味で地域のボランティアが使われてしまっているという現実も、幾つかの館ではある。ここは丁寧に書かないと、こうすればよいのだという変な勇気付けにならないとよいと思う。)

47 処遇を書いても、なかなか難しい。ガイドラインで書くのか？【中川委員】→ 勤務の環境整備として必要ではないか(訂正して残す)

(児童館の職員体制と労働環境の整備)のウ、エについて、職員の役割というところを少し越えた内容になっているような気がする。そういう意味で言うと、児童館の職員を長い間やってきた人間としてはありがたい話であるが、ガイドラインとしてはここにはあえて触れずに、別の機会にまた議論していただくのが良いのではないか。)

48 館長は実際いないのか？【柏女委員】→ 「館長を置き」に明記あえて「館長を置くことが望ましい」とはせず、「館長の職務は～」とすればよい。【柏女委員】4- (1)

49 職員の専門性に触れるべき【柏女委員】→ 4- (2)

(「児童厚生員の職務」)のところで専門性が必要だということを、グループワークやコミュニティワーク、コーディネートなど出ていたが、そうしたものをここに書いても良いのではないかと思う。)

50 倫理について例示が必要か【柏女委員】→ 4- (3)

(「児童館の職場倫理」)については、やはり守秘義務を含めてどのようなことが必要なのかという例示はとても大事ではないか。)

51 文言の整理が必要(「体言止め」、「望ましい」、「求められる」など整理する)【柏女委員】→ 全体統一を図る

・2 ページの④のところで「児童館に取り込む」とか、一番下の2の(1)の②で「参加させたり」とか「遊びを企画・計画をさせたり」という形の表現があるので、この辺は少し修正した方がよい。

52 ボランティアの書き方は工夫が必要。ボランティアの書きぶりは、児童館は街づくりをするボランティアをコーディネートする役割に改める。

【柏女委員】→ 2- (6)

(ボランティアの関係で、町づくりの活動をするボランティアの方々をコーデ

イネートするのが児童館というイメージで、児童館にボランティアをしてもらうという考え方とは少し違うような感じがしたので、少しこの辺の書き方は整理しなければいけないと思う。）

5 3 開館時間の配慮に触れた方がよいのでは（放課後児童クラブをやっている場合、障害児の受入をやっている場合等）。【柏女委員】→

5 - (3) - ①

（放課後児童クラブを併せてやっている場合、それから先ほどあったように支援が必要な子どもがいるような場合の開館時間の配慮というか、それは何か特記して、「放課後児童クラブを併せて行っている場合」とか、「支援が必要になる子どもの実情に応じ、それを配慮しなければならない」といった文言を入れておいた方がよいと思う。）

5 4 「複数の児童厚生員を置く」はすでに2人置くと言っているのでいい。【柏女委員】→ 削除訂正

・最後の「協働体制づくり」のところで、地域運営協議会の話も出ていたが、私も今、地元で自治会の役員をしていて児童館の職員においでいただいた役員会は1回もない。来ていただければと今日見て思ったので言ってみようと思う。

5 5 社会的養護や障害などは、それぞれのところでやっているが、すべての子どもたちを対象にした育成上の課題や子育て支援の課題、あるいはそれに対してどのような政策が今後必要になってきているのかというようなことについて、できればこのガイドラインの報告書の後ろの方に、この検討委員会のメンバーの意見として載せておきたいと思っている。【柏女委員】→事務局でとりまとめる